



## 身に覚えのない荷物が送られてきた!

「身に覚えのない商品が届いた」「代引きで身に覚えのない荷物が送られてきて、代金を支払ってしまった」などの相談が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

### 事例1

#### 誰かが自分の名前を使って注文したと思われる商品が代引きで届いた

インターネット通販会社から自分宛てに代引きで荷物が届いたが、その時不在にしていたので、代わりに家族が代金を支払って受け取った。送り主は自分の名前になっていて不審に思ったが、開封し中身を確認したところ、注文した覚えのないライターだった。支払ってしまった代金を返金してほしい。(50代 男性)



### 事例2

#### 海外から送り主不明の小包がポストに届いた

送り主不明の小包が自宅のポストに投函されていた。開封してしまったため、配送業者では受取拒否できないと言われた。中にはキーホルダーが入っていたが、代金は支払っていないし、クレジットカードへの請求もない。海外から送られてきたようだが、届いた商品をどう扱えばよいか。(30代 女性)



## アドバイス

特定商取引法の改正により、令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になり、代金を支払う必要はありません。しかし、もし身に覚えのない商品が届いたら、次のことに注意しましょう。

### ① 身に覚えのない商品は、受け取らない

受け取るべきかその場で判断できないときは、送り状の写真を撮り、配達業者にいったん持ち帰ってもらって家族に確認しましょう。



### ② 仮に受け取ってしまったら、支払う必要はない

受け取った後で注文していない商品だと分かった場合、売買契約は成立していないため、荷物の中に請求書が入っていても支払う必要はありません。ただし、その場合でも後日クレジットカードの請求がある可能性があるため、毎月の明細書をチェックしましょう。

### ③ 「代引き」で支払ってしまった場合、すぐに販売元・発送元に連絡する

### ④ 海外から届いた商品は、容易に返送しない

発送元が海外である商品を受け取った場合、商品の内容によっては関税法上の問題となる可能性があるため、容易に返送しないようにしましょう。(いわゆる模倣品を海外へ返品する行為は「権利侵害品の輸出」として関税法違反に問われる恐れがあります)

### ⑤ 家族と普段から打ち合わせておく

通信販売などを利用した場合は、「代引き」の支払いなども含め、必ず家族へあらかじめ伝えましょう。また「誰が注文したのか分からない荷物は受け取らない」など家族間のルールを決めておきましょう。



**身に覚えのない商品が届いた場合は、すぐに消費生活センターへ相談を!!**